

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
広域警備能力評価モデルの改修 (令和7年度)	教訓研本研－Z 2 5 0 3 0 3	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 7 年 4 月 2 3 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部研究部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部が保有する広域警備能力評価モデル（以下、“本ソフトウェア”という。）の改修役務（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

a) 広域警備能力評価モデル

本役務における改修対象であり、K L O－Z 2 2 0 3 0 2において作成された、警備能力を評価するためのアプリケーションソフトウェアをいう。

b) 局所評価機能

広域警備能力評価モデルが保有する機能のうち、施設等を直接防護する防護部隊の防護要領、施設等への攻撃を企図する攻撃部隊の攻撃要領を設定し、部隊移動、発見及び交戦を模擬することで施設等の防護能力を評価するための機能をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書等

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

K L O－Z 2 2 0 3 0 2 広域警備能力評価モデルの作成

b) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31. 1. 9）〕

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31. 1. 9）〕

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔デジタル社会推進会議幹事会決定（令和6年5月31日）〕

1.3.2 関連文書

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）〔装管庁第807号（令和3年1月21日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（通知）〔装装保第4208号（令和5年3月14日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保のための措置に係る細部要領について（通知）〔装装保第4401号（令和5年3月16日）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領について（通知）〔装装保第4210号（令和5年3月14日）〕

2 本役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、情報資産管理標準シートを作成し、提出する。

なお、作成要領及び提出時期などは、次による。

a) 契約金額内訳

契約の相手方は、“デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和6年5月31日）デジタル社会推進会議幹事会決定”（以下、“標準ガイドライン”という。）別紙2“情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを契約締結後速やかに作成し、官側へ提出しなければならない。

b) その他

契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3“調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容”の各項に従って作成した情報資産管理標準シートを、各工程の実施要領等で定める時期までに官側へ提出しなければならない。なお、成果物の納入に際し、官側から別途様式が提示された場合は、その指示に従わなければならない。

2.2 本役務の対象

本役務の対象は、広域警備能力評価モデルの局所評価機能とする。

2.3 開発機能

a) 防護部隊側に、固定型センサ並びに人員携行型及び車両搭載型の情報収集装備を追加し、その特性に応じて攻撃部隊の発見等を評価する機能を追加する。この際、想定する固定型センサ及び情報収集装備は、次による。

- 1) 固定型センサは、赤外線センサ、振動センサ、音響センサ、電波センサ及び監視カメラとする。
- 2) 情報収集装備は、人員及び無人機が使用する監視装備（目視、双眼鏡、暗視装置、カメラ等）及び電波収集装備とする。

b) 防護部隊側に、無人航空機または無人地上車両からなる無人機部隊を追加するするとともに、部隊設定機能を改修し、有人部隊及び無人機部隊ともに設定した部隊情報に応じた行動を模擬できるようにする。この際、設定する部隊情報の基準は、部隊区分、人数、車体部（装甲または被装甲）、対人火器、対装甲火器、監視装備及び電波収集装備とするも、細部は官側との調整による。

c) 防護部隊側に、情報共有機能及び対処行動規準設定機能を追加し、固定型センサ、無人機部隊等から得られた情報に基づき、状況に応じて対処行動規準に従った行動を模擬できるように改修する。

d) 迫撃砲、対戦車ロケット、爆発物等の攻撃手段による、部隊または施設等への攻撃模擬機能を追

加するとともに、模擬に必要な情報を設定するための各種設定機能を追加する。

- e) 状況に応じた詳細な交戦を評価できるようにするため、部隊の発見状況、攻撃目標部隊の区分、攻撃目標部隊との距離等に応じて火器の撃破率を設定できるよう改修する。また、モンテカルロシミュレーションによる分析を可能とするため、防護部隊及び攻撃部隊の交戦を、乱数を使用した確率型で評価できるよう改修する。
- f) シミュレーション設定機能を改修し、任務達成条件、初期条件等を詳細に設定できるようにする。この際、攻撃部隊の出現時間及び侵入経路は、指定値もしくは乱数を使用したランダムな値に基づき決定されるようにする。また、シミュレーション結果の統計情報に関する出力機能を改修し、任務達成度の評価に必要な情報を全て出力できるようにする。
- g) 入力及び確認用のユーザーインターフェースを新規に開発し、各種諸元、地形、シナリオ等を短時間かつ軽易に設定できるようにするとともに、入力した地形、シナリオ、シミュレーション結果のアニメーションをユーザーインターフェース上で確認できるようにする。

2.4 動作条件

本ソフトウェアは、表 1 で示す動作環境のもとで正常に動作するものとする。この際、表 1 に記載していない必須動作環境を設ける場合は官側と協議するものとする。

表 1－動作環境

番号	項 目	仕 様
1	CPU	Intel Core i5 2Core 以上
2	メモリ	8GB 以上
3	ストレージ	10GB 以上
4	OS	Windows10 Enterprise 22H2 (64bit) 以上 又は Windows10 Enterprise LTSC 18H9 (64bit) 以上
5	ソフトウェア	Microsoft Office 2016 以上

2.5 設計条件

- a) インストール作業不要で動作可能な形態とする。
- b) 使用許諾権等が発生するソフトウェア、ライブラリ、モジュール等は組み込まないようにするか又は、組み込む場合、官側の使用、改修等に際し、官側に負担が発生しないよう処置を講じる。
- c) データ入力、プログラム実行、結果出力等の一連の操作方法が分かりやすく、習得が容易なものとする。
- d) シミュレーションに関するデータは、CSV 形式でインポート、エクスポートできることを基準とするも、細部は官側との調整による。
- e) 入力ミス及び操作ミスの防止に配慮したものとする。
- f) ヘルプ機能を有する等、操作補助機能に配慮したものとする。
- g) 努めてオブジェクト指向によるプログラム設計とし、機能追加等に対して柔軟に対応できるようにする。

2.6 設計書等

基本設計書、詳細設計書、取扱手順書を作成する。

a) 基本設計書

基本設計書は、機能一覧、機能の概要、システム構成、画面デザイン、画面遷移図を記述する。
また、OSのサービス等を含むプログラムの動作に必要なソフトウェア等を記述する。

b) 詳細設計書

詳細設計書は、機能設計、フローチャート等のプログラム処理に必要な全ての事項を記述する。

c) 取扱手順書

取扱手順書は、次のとおりとする。

- 1) プログラムのインストール及びアンインストール手順を記述する。
- 2) ソフトウェア及びOSのサービス等のうち、プログラム実行上必要となる項目とその設定を記述する。
- 3) 初期設定、データの入力、データの保存、プログラムの実行、結果の表示等のプログラムの起動から終了までの一連の操作方法を記述する。
- 4) エラー表示一覧及び操作にあたっての助言を記述する。

2.7 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保するものとする。
- b) 前記 a) の業務従事者が、交戦理論に関する技術的検討をできる能力を有するとともに、数理的分析の知識を活用して自ら評価式等を考案できる能力を有するものとする。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有するものとする。
- d) 前記 c) の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあるものとする。

2.8 品質管理

- a) 本役務は、「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本役務のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対応などを行うものとする。
- b) IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.2による。

3 品質保証

3.1 開発計画

契約の相手方は、本役務を円滑に実施するため、本役務の作業方針、実施体制、開発工程、全般スケジュール等を記載した開発計画書を作成し、契約後速やかに官側に提出し、確認を得るものとする。

3.2 試験

契約の相手方は、本役務の成果物が求める機能等を満たしているかを確認するため、試験を実施

するものとする。

3.2.1 試験実施要領書

契約の相手方は、試験項目及び手順を記載した試験実施要領書を作成し、試験実施前までに官側に提出し、確認を得るものとする。

3.2.2 試験の実施

契約の相手方は、試験実施要領書を用いて、2.4で示す動作環境上での試験を実施するものとする。併せて、同試験を官側環境で実施し、動作に異常がないことを確認するものとする。

3.2.3 試験実施報告書

契約の相手方は、試験終了後速やかに、試験実施報告書を官側に提出するものとする。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.4 検討会

契約の相手方は、本役務を適切かつ円滑に実施するため、下記事項について、官側と調整の上、必要に応じて検討会を実施するものとする。なお、検討会を実施した場合は、議事録を作成し官側の確認を得るものとする。

- a) 開発計画全般に関する事項
- b) 基本設計、詳細設計及び開発に関する事項
- c) 試験計画及び試験実施要領に関する事項
- d) その他開発に関する連絡調整事項

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	提出書類等	数量	提出時期	提出場所
1	開発計画書	1	契約締結後速やかに	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 (目黒駐屯地)
2	試験実施要領書	1	試験実施前	
3	試験実施報告書	1	試験終了後速やかに	
4	情報資産管理標準シート (契約金額内訳)	1	契約締結後速やかに	
5	情報資産管理標準シート (契約金額内訳以外)	1	官側との調整による。	

4.2 納入品

納入品は、表3による。

表 3－納入品

番号	品 名	電子記憶媒体	媒体種別	納入場所
1	ソースプログラム	1 式	DVD-ROM (基準)	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 (目黒駐屯地)
2	ロードモジュール			
3	機能設計書			
4	詳細設計書			
5	取扱手順書			

4.3 無償貸付品

無償貸付品は、表 4 によるほか、GLT-CG-Z000001 による。

表 4－無償貸付品

番号	貸付品名	形式	貸付時期	貸付場所及び返納場所
1	広域警備能力評価モデル の作成 納入品一式	電子記憶 媒体	官側との調整 による。	陸上自衛隊 教育訓練研究本部 (目黒駐屯地)

4.4 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず知り得た情報の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは官側の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.5 情報保全

契約の相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、官側が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）及びその他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、官側が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.6 著作権その他の権利

著作権及びその他の権利は次による。

- a) 本ソフトウェアの著作権その他の権利は、官側に帰属するものであり、官側の承認を得ないで本役務により知り得たノウハウを利用して、本ソフトウェアに類似したプログラムを作成し、第三者に販売、使用承諾(再使用承諾)してはならない。また、納品物のうち使用許諾権が発生するソフトウェア等の使用許諾権等は陸上自衛隊に帰属させるものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たって必要となるソフトウェア又は、ライブラリの使用許諾権を有しているものとする。

4.7 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、官側の支援を受けることができる。

- a) 本契約の履行上必要となる資料等の閲覧又は貸出
- b) 官側の保有する施設、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- c) その他、必要と認めた事項

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 K L A 1 A 7 7 3 0 3
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 月 日
	作 成 部 課	教育訓練研究本部研究部
	作 成 年 月	令和 7 年 4 月 2 3 日
品 名	広域警備能力評価モデルの改修（令和7年度）	
仕 様 書 番 号	教訓研本研－Z 2 5 0 3 0 3	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
無償貸付品「広域警備能力評価モデルの作成 納入品一式」	・ソースプログラム ・ロードモジュール ・基本設計書 ・詳細設計書 ・取扱手順書	企業において作成する情報の中に、陸上自衛隊から提供された「保護すべき情報」の一部が含まれる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	

3 特記事項